

皆さんの思いでまちがきれいに

建設課管理係 ☎0824-73-1150

毎年、市道や河川などの美化活動に、自治会などを中心とした多くの市民の皆さんのご協力をいただいています。

きれいなまちにしたいという市民の皆さん一人一人の思いが、美しいまちづくりにつながっています。

引き続き、きれいな気持ちのいいまちづくりにご協力をお願いいたします。

◆庄原市河川道路美化活動保険◆

市は、参加者の皆さんが安心して活動できるよう、自治会や地域の団体が主催する美化活動を対象に、保険制度を設けています。保険料は市が負担します。

■対象となる活動

市が管理する河川(普通河川)と道路(市道・農道・林道)で行う清掃・草刈・植栽などの美化活動

■対象者

美化活動計画書を提出された団体の活動参加者

■内容

活動中のけがや事故の傷害・賠償補償

■申し込み
活動する15日前までに、美化活動計画書を建設課または各支所担当室へ提出してください。

◆市道草刈り交付金◆

市は、市道の草刈りを地域ぐるみで実施された地域団体に対して、片側延長1mにつき10円の交付金を交付する制度を設けています。

■受付期間

4月22日(金)～5月31日(火)

■申し込み

受付期間内に、申請書を建設課または各支所担当室へ提出してください。申請用紙は、各担当課・室にあります。

■問い合わせ

建設課管理係 ☎0824-73-1150 または各支所担当室



きれいなまちが気持ちいい

県アダプト活動団体募集

県は、県が管理する道路(100m以上)・河川(50m以上)で清掃・緑化・草刈などの活動を行う団体を募集しています。

平成23年度支援事業の説明会を4月28日(木)に県北部建設事務所庄原支所で開催します。

※アダプト活動とは、アダプトが「養子縁組をする」という趣旨から、住民などが主体となって清掃・緑化活動などを中心にご共空間をわが子のように面倒をみていく活動をいいます。

■県の支援内容

- ①希望する団体に団体名や企業名を記した表示板(アダプトサイン)を設置
- ②活動に伴う傷害・損害賠償保険の加入
- ③活動経費の一部を支援(活動奨励金の交付)

■問い合わせ

県土木局土木整備部道路河川管理課

☎082-5133-3903

■詳しい情報は県ホームページで
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/page/1201591144712/index.html>

下町自治振興区自主防災会が備品整備

ーコミュニティ助成事業を活用ー

危機管理課危機管理係 ☎0824-73-1206

東城町の下町自治振興区自主防災会は平成20年9月結成以来、毎月消火訓練を行うなど地域の防災活動に積極的に取り組んでいます。

今回、下町自治振興区内に消火栓付帯器具の未設置箇所があることから、財団法人自治総合センターが行う宝くじを財源とするコミュニティ助成事業(自主防災組織育成助成事業)の採択を受けて備品を整備しました。

整備品が火災発生時の初期消火活動に役立ち、その効果が発揮されることが期待されます。

(単位:円)

整備備品	事業費	助成額
ホース格納庫、スタンドパイプ、管槍(くさやり)、消防ホース、消防用バケツ、ヘルメット、トランシーバーなど	1,394,400	1,300,000



整備された備品